

広島市学校給食費等債権回収等業務委託に係る公募型プロポーザル応募説明書

1 業務概要

(1) 業務名

広島市学校給食費等債権回収等業務

(2) 業務内容

別紙「広島市学校給食費等債権回収等業務委託基本仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

※ ただし、次のいずれにも該当せず、発注者及び受注者が同意した場合は、令和9年3月31日を限度として1年ごとに更新することがある。更新後の委託料の上限については、別途協議するものとする。

- ・ 翌年度以降において委託料に係る歳出予算が配当されない場合
- ・ 基本仕様書及び企画提案書に従っていないと認められる場合

(4) 概算事業費

本業務に係る委託料の上限額は、次のとおりとする。

6, 518, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 担当部署

広島市教育委員会事務局学校教育部健康教育課

住所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号（北庁舎6階）

電話：082-504-2490

FAX：082-504-2328

電子メール：kyo-kenko@city.hiroshima.lg.jp

2 応募資格

プロポーザルに応募する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第4条に規定する弁護士又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であり、同法第57条第1項又は第2項に規定する懲戒を現に受けていないこと。
- (3) 国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（地方公営企業及び地方独立行政法人を含む。）における債権回収業務の実績を有すること。
- (4) 公示日から受託候補者の特定までの間のいずれかの日においても、営業停止処分又は広島市及び他の地方公共団体の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき、破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、民事再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納をしていない者であること。

(8) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は広島市暴力団排除条例（平成 24 年広島市条例第 24 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団等の統制の下にあるもの

イ 代表者又は役員が暴力団員等であるもの

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるもの

3 応募資料の配布方法

(1) 配布期間

公示日から令和 6 年 7 月 12 日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成 3 年 9 月 26 日条例第 49 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

(2) 配布場所

前記 1(5)に同じ。

※公募型プロポーザル応募説明書等は、本市ホームページからダウンロードすることができる。
（ホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp>）のトップページ上の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和 6 年度 方式・案件名」）

4 応募資格確認申請書の提出

プロポーザルの応募を希望する場合は、次のとおり提出し、応募資格の確認を受けるものとする。

提出書類	(1) 公募型プロポーザル応募資格確認申請書（様式 1） (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（滞納がないことを証明するもの。証明年月日が応募資格確認申請書提出日から 3 か月前の日以降のものに限る。広島市税については、広島市内に事業所を有していない等で、本市に納税義務がない場合は、申立書（様式 1・別紙）を提出すること。） (3) 弁護士法第 4 条に規定する弁護士又は同法第 30 条の 2 に規定する弁護士法人であることを証する書類の写し (4) 業務実績調書（様式 2） (5) 弁護士法人である場合は法人等概要資料（パンフレット等既存資料）
提出部数	各 1 部
提出期限	令和 6 年 6 月 25 日（火）午後 5 時 15 分まで。
提出場所	前記 1(5)に同じ。
提出方法	持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

応募資格の確認 及び確認結果の 通知	プロポーザル応募資格の有無については、令和6年6月25日(火)午後5時15分を基準として、提出された「公募型プロポーザル応募資格確認申請書」等により確認し、確認結果を令和6年7月1日(月)に応募者に通知する。
--------------------------	--

5 質問の受付及び回答

応募資格確認申請書を提出した者のうち、本説明書の内容等について質問がある場合は、次のとおり提出するものとする。

受付期間	公示日から令和6年6月25日(火)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。
提出先	前記1(5)に同じ。
提出方法	基本仕様書等に関する質問書(様式3)に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により確認すること。
質問に対する回答	質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答する。また、前記1(5)において、令和6年7月12日(金)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するとともに、本市ホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出

提出書類の作成に当たっては、本説明書、基本仕様書及び受託候補者特定基準を踏まえて、具体的に記入するものとする。

提出書類	企画提案書(様式4)に以下の書類を添付し提出すること。 (1) 業務実施方針(様式5) (2) 組織・実施体制(様式6) (3) 業務の実施内容・手法(様式7) (4) 成功報酬見積書(様式8) (5) その他の提案事項(様式9) (6) 指定公金事務取扱者の指定に係る申出書(様式10) (7) 指定公金事務取扱者の指定に係る調査票(様式11)
提出部数等	(1) 提出部数 正本1部、副本12部 (2) 書式体裁 大きさはA4判とする。ページ数の制限は設けない。また資料やイメージ図など見やすくするためA3判を使用する場合は、A4判の大ききで3つ折にすること。

提出期限	令和6年7月12日（金）午後5時15分まで。
提出場所	前記1(5)に同じ。
提出方法	持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。
留意事項	<p>(1) 提案は、1者につき1件とする。</p> <p>(2) 提出した企画提案書を取り下げる場合や企画提案書の提出から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合は、速やかに前記1(5)へ電話で連絡すること。</p> <p>(3) 企画提案書中、提案者の住所（所在地）、商号又は名称、代表者職氏名の記載は正本のみとし、副本には社票などを含め応募者が類推できる表現は記載しないか、マスキングを施すこと。</p> <p>(4) 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、原則として部分的な差替えは認めない。</p>

7 審査方法及び評価方法等

(1) 審査方法

企画提案書及び企画提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、広島市学校給食費等債権回収等業務プロポーザル検討会（以下、「検討会」という。）において審査する。

(2) 審査基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(3) プレゼンテーションの実施

ア 実施方法

提出された企画提案書について、応募者によるプレゼンテーション（説明時間 20 分、質疑応答 10 分の 30 分程度）を行う。プレゼンテーションは、提出された企画提案書により行うこととし、追加の資料配布は認めない。

イ 日時等

令和6年7月30日（火）を予定しているが、詳細は別途連絡する。

※ プレゼンテーションを欠席した応募者は、その提案を無効とするため、注意すること。

(4) 受託候補者の特定

ア 検討会の審査において、得点の総計が最も高い提案をした者を受託候補者として特定する。ただし、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案が、本市が求める最低水準(100点満点中60点)に達していないと判断される場合においては、この限りではない。

イ 得点の総計が最も高い提案をした者が2者以上あった場合には、検討会で協議の上、受託候補者を特定する。

8 審査結果の通知・公表

受託候補者を特定した後は、その結果を全ての応募者に書面により通知するほか、本市ホームページにおいて応募者の審査結果（順位・点数を含む。）を公表する。

9 契約の締結

- (1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約を行う。
- (2) 別紙「広島市学校給食費等債権回収等業務委託基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、特定された受託候補者の企画提案書の内容については、契約書にその内容を記載(添付)し、履行を確保するものとする。
- (3) 契約を締結する場合においては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各項目に該当するときは契約保証金の納付を免除する。
 - ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき
 - イ 過去2年間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（地方公営企業及び地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模を同じくする契約を2回以上に渡って締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき
- (3) 企画提案の選定後、応募者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。
- (4) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、同様の手続により随意契約を行う。

10 その他

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 必要な資格を有しない者及び企画提案書の提出に関する条件に違反した者が提出した企画提案書は無効とする。
- (3) 応募資格確認申請書及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、応募者の負担とする。
- (4) 提出された応募資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 企画提案書等の提出後、必要に応じて追加資料等の提出を求められることがある。
- (6) 応募資格確認申請書及び企画提案書に虚偽の記載等の不正な行為があった場合は、失格等の措置を講ずることがある。
- (7) 提出された応募資格確認申請書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者特定の目的以外に提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第6条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (8) 本業務に応募しようとする者は、検討会の委員との間に利害関係がなく、本件の受託候補者特定の公表までの間において、本契約案件に関して、検討会に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、応募資格を失うことがある。
- (9) 委託事業の実施に伴って取得した特許権及び著作権等は発注者に帰属する。

- (10) 本業務を受託した者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者として指定し、名称、事務所の所在地、委託公金事務等の事項について告示する。

11 スケジュール

令和 6 年 6 月 1 3 日（木）	公募型プロポーザル手続開始の公示
6 月 2 5 日（火）	応募資格確認申請書及び基本仕様書等に関する質問書提出期限
7 月 1 日（月）	応募資格確認結果通知
7 月 1 2 日（金）	企画提案書の提出期限
7 月 3 0 日（火）（予定）	企画提案書の審査・評価
8 月中旬	契約締結

12 資料及び様式

このプロポーザルに関する資料等は、次表のとおり本市ホームページに掲載する。

プロポーザル応募関係資料等	掲載場所
01 公募型プロポーザル手続開始の公示	広島市のホームページ (https://www.city.hiroshima.lg.jp/) トップページ上部の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→入札発注情報 トップページ右部の「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和 6 年度 方式・案件名」へ画面を展開し、入札案件の資料からダウンロードすること。
02 公募型プロポーザル応募説明書	
03 (応募説明書別紙) 受託候補者特定基準	
04 (様式 1) 公募型プロポーザル応募資格確認申請書	
05 (様式 1・別紙) 申立書	
06 (様式 2) 業務実績調書	
07 (様式 3) 基本仕様書等に関する質問書	
08 (様式 4) 企画提案書	
09 (様式 5) 業務実施方針	
10 (様式 6) 組織・実施体制	
11 (様式 7) 業務の実施内容・手法	
12 (様式 8) 成功報酬見積書	
13 (様式 9) その他の提案事項	
14 (様式 10) 指定公金事務取扱者の指定に係る申出書	
15 (様式 11) 指定公金事務取扱者の指定に係る調査票	
16 基本仕様書	
17 委託契約書(案)、広島市委託契約約款(案)、個人情報取扱特記事項	